

墨田区災害時医療救護活動従事者登録について

1 事前登録の目的

(1) 医療救護班等の編成

墨田区地域防災計画に定める医療救護班等の編成要員として、災害時の医療救護活動に従事する医師等を区が事前に登録・名簿管理を行い、名簿登録者の情報を医師会等と共有することにより、災害発生時における迅速かつ適切な医療救護班等の編成を目指します。

(2) 円滑な医療救護活動の実施

救護者証を発行（有効期間3年）し、災害時における医療救護活動従事者であることを防災関係機関等（警察・消防・自衛隊・住民防災組織等）に提示し身分を証明することにより、災害現場における円滑な医療救護活動を実施することができます。

2 「墨田区災害時医療救護活動従事者名簿」への登録

(1) 登録要件

登録にあたっては、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 登録する種別（職種）に応じた資格を有する者である。
- ② 区内の医療施設に勤務する者である。
- ③ 勤務する医療施設が「公益社団法人墨田区医師会」「一般社団法人東京都本所歯科医師会」「公益社団法人東京都向島歯科医師会」「一般社団法人墨田区薬剤師会」「公益社団法人東京都柔道整復師会墨田支部」「一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会」のいずれかに所属している。

(2) 登録情報

- ① 氏名…フルネーム（「漢字」及び「フリガナ」）
- ② 顔写真…救護者証に表示（写真は登録者本人が用意する）
- ③ 種別…職種（「医師」「歯科医師」「看護師」「歯科衛生士」「薬剤師」「柔道整復師」「事務員」「その他医療従事者（介護福祉士、理学療養士、看護助手等）」）
- ④ 所属団体
- ⑤ 所属医療機関
- ⑥ 生年月日
- ⑦ 登録番号
- ⑧ 登録年月日
- ⑨ 有効期限

3 登録事務手続等

登録、更新、変更及び抹消については、原則、各年度に1回、墨田区から各会事務局を通じて照会しますので、以下のとおり手続をお願いいたします。

なお、手続きは、各事務局を通じて行ってください。

(1) 更新、登録内容の変更

今年度更新が必要となる方（平成29年度に更新を行った方）の名簿の Excel データと該当者の写真の電子データを送付いたしますので、氏名、フリガナ、所属医療機関、種別1及び2、生年月日に誤りが無いか御確認をお願いします（確認不要の箇所は背景を灰色にしています。）。

なお、写真データにつきましては、現在のファイル名（現在は登録番号のみが基本）の後ろに対象者氏名の追記をお願いします。

ア 登録内容に誤りがない場合

……修正せずそのままデータを御送付ください。

イ 登録内容に誤りがある場合又は登録内容を変更する場合

……Excel データのタブ「登録内容変更者」に変更前と変更後の対象者の情報を御記載ください。

※更新等により新しい救護者証が交付された場合は、古い救護者証を、事務局を通じて区へ返却してください。

※以前に作成した救護者証を紛失又は汚損した場合も、「登録内容変更者」に対象者の情報を御記載ください。

(2) 新規登録

Excel データのタブ「新規登録者」に新規登録者の情報を御記載の上、写真の電子データと併せて御送付ください。

※写真データにつきましては、ファイル名を対象者氏名に変更して御送付ください。

(3) 登録内容の抹消

Excel データのタブ「名簿」に記載されている抹消者の氏名を朱書きで取り消してください。また、古い救護者証は事務局を通じて区へ返却してください。

4 救護者証の交付

救護者証は、事務局を通じて各会員に交付します。

年度途中に、新規登録又は登録内容の変更等が生じた場合は、予備の救護者証（顔写真・必要事項が印刷されていないもの）に必要事項を記入し、交付します。